

徳島県過疎地域持続的発展方針・後期方針（案）の概要について

1 方針策定の趣旨

- 令和 3 年度に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図るため、その基本的な事項等を定める「過疎地域持続的発展方針・前期方針」を策定している。
- 本方針は、「徳島県過疎地域持続的発展計画」及び「市町村過疎地域持続的発展計画」の指針となるものである。
- 令和 7 年度で前期方針の期間が満了となるため、新たに後期方針を策定する。

2 方針の期間

法の期間（令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間）のうち、
令和 8 年度から令和 12 年度までの後期 5 年間

3 後期方針のポイント

人口減少を正面から受け止めた上で、持続可能な地域づくりを推進するため、
「徳島県新未来創生総合計画」や「地方創生 2.0 基本構想」の内容を踏まえ、
「5つの重点事項」を中心に過疎対策に取り組む。

5つの重点項目	後 期 方 針
危機管理体制の充実と 県土強靱化の推進	○ 南海トラフ巨大地震等を見据えた「地域防災力の強化」 ○ 緊急輸送道路等の整備による「災害レジリエンスの強化」
健康づくりの推進と 医療・介護・福祉の充実	○ 地域の実情に応じた医療人材確保等による「持続可能な医療提供体制の構築」 ○ 健康寿命の延伸に資する「がんの早期発見・早期治療」の推進
持続可能な 地域産業の振興	○ AIやデジタル技術等の新技術の活用による「生産性の向上」 ○ 高付加価値化や海外販路開拓等による「地域の稼ぐ力の向上」
労働力・後継者不足 対策の推進	○ 若者や女性、高齢者、外国人材等、多様な人材の「就労機会の創出」 ○ 誰もが活躍できる「魅力ある職場づくり」の促進
国内外から選ばれる 魅力的な地域づくり	○ DX人材の確保・育成等による「地域DXの推進」 ○ 地域と継続的に関わる「関係人口の拡大」

4 今後のスケジュール（予定）

- 9 月 方針案のパブリックコメントを実施
方針案を市町村へ送付
- 10 月 方針案を総務省に協議
- 11 月 総務省の同意を得て、方針の策定
- 3 月 県計画の策定